平成２６年（フ）第１９号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町792番地
債務者　髙橋　千香（旧姓半田）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４０８号
京都市上京区松屋町通下立売上る一町目625番地22
債務者　筒井　裕也
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５８号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地23棟303号
債務者　永福　照美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
京都市山科区西野山射庭ノ上町300番地２　エクセル新十条603号室、住民票上の住所京都市左京区岩倉花園町533番地５
債務者　村田　　勝
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
京都市左京区下鴨宮崎町166番地の18
債務者　谷利　　淳
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５６号
京都市山科区東野門口町９番地20　ヤマシナパールハイツ
債務者　澤田　聖美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地15棟106号
債務者　古川　裕一
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
京都市右京区太秦堀池町53番地39
債務者　新田　冴子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７４号
京都市南区吉祥院内河原町18番地16
債務者　藤本　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
京都市西京区川島東代町５番地１　グラサージュ203号
債務者　山本　昂平
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
京都市中京区御幸町通御池上る亀屋町375番地１　201号
債務者　杉本千代子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
滋賀県大津市石山寺３丁目14番５―402号
債務者　西山こと　文　　京美
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９号
京都市下京区三ノ宮町通正面下る上三之宮町274番地の２
債務者　坂田　信子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
京都市伏見区石田大受町３番地１　ヴィエントだいご201号室
債務者　杉山　昌也
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
京都市右京区西京極東大丸町32番地２　シャルム・カセ605
債務者　小野　充子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
京都府八幡市八幡安居塚１番地の７
債務者　岡本さゆり
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
堺市南区城山台２丁３番11―206号
債務者　木下組こと　木下　健二
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番231号、前住所大阪府河内長野市小山田町1250番地の182
債務者　門間　　捷
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係